

市役所からのお知らせ

市では**住宅リフォーム**
費用の一部を補助しています

補助対象者

市内施工業者（市内に本店を有する法人または個人事業主）により、
自己が居住する住宅のリフォーム工事を行う方

補助金額

20万円以上の工事に対して
1割で、
限度額は10万円

補助の対象

- 屋根、外壁、建具、開口部、内装、部屋の間仕切り、浴室、キッチン、洗面室、トイレなどの改修。
- 給排水衛生設備、給湯設備、換気設備、電気設備、ガス設備などの修理や改修。
- ふすま紙・障子紙の張り替え、畳の取り替え、雨どいの取り換えや修理、造りつけ収納家具の造作など。

内外装の修理・修繕、機能向上、増築・改築・間取りの変更などの工事が対象になります。

～詳細はお問い合わせください～

利用される方は、
必ず**事前に申請**が
必要です。

制度を活用して、生活環境を向上させましょう！！

問い合わせ先：白井市役所 建築宅地課
電話 047-492-1111（代表）